

交渉情報	NO.8	日本郵便信越支社 要員集配部
JP労組信越地方本部	2019年9月19日	添付資料:2枚

雇用促進暫定手当の適用期間の終了および延長について

日本郵便（株）信越支社要員集配部は、本日（9月19日）「雇用促進暫定手当の適用期間の終了および延長」について地方本部に説明してきました。

1. 概要

信越支社では、管内の要員不足に対応するため、希望する郵便局に雇用促進暫定手当を導入し、要員確保につとめてきました。承認期間中、期間雇用社員の採用により労働力不足が解消されたと見込まれた9局については、適用期間を終了し、承認期間中に充足することが出来なかった40局については、承認期間を延長し雇用確保に努めるものです。

詳細については、支社資料を参照願います。

2. 承認期間

2019年10月1日（火）から2020年3月31日（火）まで

3. 雇用促進暫定手当導入郵便局（部・旧集配センター）及び手当額

支社資料のとおり

4. 要員不足状況等（10月1日現在想定）

支社資料のとおり

5. その他

（1）基本賃金の構成

単位：円

	基本給	基本給の 加算額 (郵政最賃)	基本給 加算額 (郵便外務事務)	所属長 加算	基本給計	雇用促進 暫定手当	合計額
新潟県	810	20	80	+α	910+α	+β	910+α+β
長野県	830	20	80	+α	930+α	+β	930+α+β

※上記計算式で算出した額が雇用単価となります。

(2) 10月以降（最低賃金改正後）の扱い

① 10月3週（予定）に本社から、各郵便局へ指示文書発出

② 文書到着後、準備出来次第10月1日に遡って辞令簿により発令

※ 11月支給の給与から反映されます。

※ 地本では長期に導入しても、不足労働力が確保できていないのであれば、手当の増額を検討すること。また、雇用促進暫定手当を導入していない局でも、必要労働力が確保されていない局も見受けられることから、早期に現地確認をし手当の導入を前提とした検討を強く要請しました。

実情として特効薬的なものではないものの、要員不足解消には打つべき手は全て打つべきとの考えから、本件について了としたものです。今後も導入局拡大や手当額のアップ等を求めていくこととします。

【労使対応】 単局窓口、部会労使委員会